

「指定訪問看護事業」契約書

※本事業所はご利用者に対して指定訪問看護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方及び医師の指示がある方が対象です。

株式会社てんとう虫
訪問看護ステーションてんとう虫
当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2863190308 号)

様（以下「利用者」という。）と株式会社てんとう虫（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険・医療保険・自立支援医療等法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ることを目的として、第5条及び第6条に定める訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する訪問看護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問看護計画」という。）は、別紙『(サービス利用書)等』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日及び医師の指示期間までとします。介護保険外の本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れもしくは3ヶ月前までに事業所からの契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問看護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
- 6 居宅サービス計画が作成される前であっても、緊急に必要な場合には、サービスを提供することができます。

第4条（主治医との関係）

- 1 事業所は訪問看護サービスの提供を開始する際は主治医の指示を受けるものとします。
- 2 事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条（介護保険給付対象サービス及び医療保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービス及び医療保険給付対象サービスとして、利用者の居宅に訪問看護員を派遣し、別紙重要事項説明書に記載した内容の訪問看護サービスを提供するものとします。

第6条（保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき保険給付外サービスとして、介護保険・医療保険・自立支援医療給付の支給限度額を超えて利用する訪問看護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第7条（訪問看護員等）

訪問看護員の配置は、多面的な視点で関わることを目的に担当を置かずサービスを提供させていただきます。

第8条（サービスの実施）

- 1 利用者は第5条及び第6条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 2 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第9条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。また医療保険に関しては、医療保険の法定利用料に基づく金額のご負担となります。

- 2 利用者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第6条第1項及び第2項に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
なお、自動車を使用した場合の交通費については、次の額をいただきます。
- ①事業所から片道5キロメートル未満 無料
②事業所から片道5キロメートル以上 電車、バス等の交通機関を利用した場合の相当の額
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1カ月ごとに計算し、事業者が利用月の翌月10日前に利用者に届ける請求書・領収書により、利用者はこれを利用月の翌月26日に直接現金もしくは口座振込にて支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第10条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時30分（休日を挟む場合は、当該休日を除いた前営業日の17時30分）までに事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第11条（サービス内容の変更）

- 1 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第12条（利用料金の変更）

- 1 第9条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費や保険料金体系の変更、消費税等の変更があった場合には事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第9条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第13条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問看護員により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族等からの聴取・確認の上で訪問看護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第14条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 15 条（訪問看護員の禁止行為）

訪問看護員は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 医師の指示による以外の医療処置
- 二 訪問看護計画以外のサービスの提供
- 三 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- 四 利用者の家族等に対するサービスの提供
- 五 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- 七 利用者もしくはその家族等に対して個人的な連絡先の交換と付き合い

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 16 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 17 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第 18 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第 19 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 五 第 20 条から第 22 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
 - 六 利用者もしくは家族との信頼関係が保てなくなった場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 20 条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに、事業者に対して書面で通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。
 - 一 第 12 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 21 条（利用者からの契約解除）

- 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 22 条（事業者からの契約解除）

- 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 利用者による第9条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 職員の不足などによりサービスの継続が困難になった場合
- 五 その他サービス提供に困難が生じた場合
- 六 利用者もしくは家族との信頼関係が保てなくなった場合

第23条（精算）

第19条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第六章 その他

第24条（苦情処理）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、事業者及び利用者署(記)名押印の上、事業者及び利用者が各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 住 所 兵庫県川西市鼓が滝1丁目2-25

事業者名 株式会社てんとう虫
代表者氏名 代表 水上 浩志 印

この契約に定める指定訪問看護サービスを担当する事業所に関する記載

事業所 住 所 兵庫県川西市鼓が滝1丁目2-25 301

事業所名 訪問看護ステーション てんとう虫
管理者名 水上 浩志 印

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人又は立会人等 住 所 _____
氏 名 _____ 印